

## 全項目評価書(案)の修正Ⅱ

### 1 修正箇所

- ・Ⅳその他のリスク対策／3. その他のリスク対策
- ・上記に係る「(別添3)変更箇所」の修正(1箇所)

### 2 修正内容

当初案	修正案
—	第三者への個人情報の流出等、住民への影響が大きいと判断される場合には、セキュリティ統括責任者に報告し、臨時のセキュリティ会議により経緯の確認、詳細な被害状況等を確認及び検討を行い、二次被害防止のためにHP上等で周知するとともに、必要な対応をとる。

#### IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	[ 特に力を入れて行っている ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的なチェック方法	年に1回、端末を設置している全所属に対し、セキュリティ対策に係るチェックリストを配付し、自己点検を実施する。
②監査	[ 特に力を入れて行っている ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な内容	年に1回、利用所属の一部を抽出して、外部監査事業者による監査を実施し、監査結果を踏まえて体制や規定を改善する。
2. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	[ 特に力を入れて行っている ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	年に1回、初任者等を対象に、システムの操作方法や禁止事項等の研修会を行う。また、別途、システムを利用する全所属を対象に、セキュリティ対策に関する研修会を行う。
3. その他のリスク対策	
<p>第三者への個人情報流出等、住民への影響が大きいと判断される場合には、セキュリティ統括責任者に報告し、臨時のセキュリティ会議により経緯の確認、詳細な被害状況等を確認及び検討を行い、二次被害防止のためにHP上等で周知するとともに、必要な対応をとる。</p>	

全項目評価書（案）抜粋

IVその他のリスク対策 / 3. その他のリスク対策

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	・IVその他のリスク対策/3. その他のリスク対策		第三者への個人情報流出等、住民への影響が大きいと判断される場合には、セキュリティ統括責任者に報告し、臨時のセキュリティ会議により経緯の確認、詳細な被害状況等を確認及び検討を行い、二次被害防止のためにHP上等で周知するとともに、必要な対応をとる。	事後	リスクを明らかに低減させる変更であるため、重要な変更に当たらない。
	V 開示請求、問合せ/1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求/④個人情報ファイル簿の公表/個人情報ファイル簿名	住民基本台帳ネットワークシステム	住民基本台帳ネットワークシステム(附票連携システム)の附票本人確認情報については、保有開始後記載。)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
	V 開示請求、問合せ/1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求/④個人情報ファイル簿の公表/公表場所	・福岡県ホームページに掲載 ( <a href="http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kojin-joho-torokubo-file23.html">http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kojin-joho-torokubo-file23.html</a> )。 ・県民情報センター他県内4カ所の県民情報コーナーに配架。	・福岡県ホームページに掲載 ( <a href="https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kojin-joho-file.html">https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kojin-joho-file.html</a> )。	事後	その他の項目の変更であり、事前の公表・提出が義務付けられない。
	VI評価実施手続/1. 基礎項目評価/①実施日	令和1年12月9日	令和5年7月14日	事後	その他の項目の変更であり、事前の公表・提出が義務付けられない。
	VI評価実施手続/2. 国民・住民からの意見の聴取/①方法	県のホームページへの掲載及び市町村支援課(現 行財政支援課)への備付けにより全項目評価書の公示を行い、電子メール及び書面にて意見を受け付ける。	県のホームページへの掲載及び行財政支援課への備付けにより全項目評価書の公示を行い、電子メール及び書面にて意見を受け付ける。	事後	その他の項目の変更であり、事前の公表・提出が義務付けられない。
	VI評価実施手続/3. 国民・住民からの意見の聴取/②実施日・期間	令和元年12月18日～令和2年1月21日 の35日間	令和5年8月18日～令和5年9月19日 の33日間	事後	その他の項目の変更であり、事前の公表・提出が義務付けられない。

全項目評価書(案) 抜粋  
「(別添3) 変更箇所」の修正